

## 両大戦間期日本における戦争と平和

川 田 稔

第一次世界大戦後、日本の将来の指向性をめぐつてさまざまな構想が現れるが、そこにおける戦争と平和の問題に論点を絞って、それらの構想の特質とその行方を検討し、今後の戦争と平和の問題を考えるための一素材とする。ま

ず、両大戦間期を代表する政党政治家・浜口雄幸と、政党政治に対抗した昭和陸軍の中心人物の一人・永田鉄山の、戦争と平和をめぐる構想をとりあげ、そこにおける戦争違法化論と次期大戦不可避論の交錯を紹介・検討する。次に、代表的社會民主主義者で社會民衆党党首・安部磯雄の思想と行動の軌跡をたどり、満洲事変前後ににおける彼の、平和論から、ある意味での戦争肯定論への思想的変化の軌跡を考察する。また、同時期を代表する知識人・吉野作造の戦

争と平和に関する議論を、國際連盟発足以降から満州事変後まで分析する。その上で、彼らの構想とその軌跡、その歴史的意味を、現代の諸問題と関わらせながら考えてみたい。

### 報告一、政党政治と昭和陸軍の構想

——浜口雄幸と永田鉄山（川田稔）

戦間期政党政治と昭和陸軍の政治構想における戦争と平和の問題を、代表的政党政治家である浜口雄幸（一八七〇—一九三二）と、昭和陸軍を代表する人物である永田鉄山（一八八四—一九三五）に焦点をあて検討する。

浜口雄幸は、一九二九年（昭和四年）浜口民政党内閣を

組織し、原敬政友会内閣以来の政党政治の内外政策を最も推し進めた。

浜口は、第一次世界大戦の経験から、今後もし先進国間に戦争がおこれば、それは高度の工業生産力と膨大な資源を要する国家総力戦となり、同時にまた、その植民地の交錯や提携関係によって、長期にわたる世界戦争となつていくとみていた。そして、そのような戦争は大規模な犠牲と破壊をもたらすと考えていた。

しかし、財政・経済・資源の現状からみて、もし次の大戦が起これば、日本は極めて困難な状況に陥ると判断していた。したがつて戦争抑止の観点から、次期大戦の防止を主要目的として創設された国際連盟の存在とその役割を重視した。

連盟は、国際紛争の平和的解決を義務づけ、国際紛争を

解決する手段としての戦争を原則として禁止することに

よつて、戦争違法化の第一歩をふみだしたものだつた。それは旧来の国際秩序の原理的転換をはかる志向性をもち、パワー・ポリティックスを超える新しい国際秩序の形成をめざすものだつたといえる。

浜口は、現在の日本の国際的位置からして、その活動に積極的に協力し、「世界の平和と人類の福祉」とに貢献することは日本の「崇高なる使命」だとして、連盟重視の姿

勢を明確に打ち出した。一般に、日本政府は、政党内閣期もふくめて、国際連盟には消極的であつたとされているが、少なくとも浜口は、次期大戦防止、東アジアの平和維持の観点から、連盟の役割を重視していた。

浜口は、世界の平和維持という国際連盟の役割を重視し、ワシントン会議、ロンドン軍縮会議などもそのような連盟の役割と関連させて位置づけ、同様の観点から不戦条約成立の意味も積極的に評価していた。ちなみに、浜口は、パリ不戦条約についても、「世界平和のため人類幸福の上に慶賀に堪えざるところである。ねがわくば原調印国はもとより参加列国はその本領にしたがい、その目的たる国家政策遂行の手段としての戦争放棄を永遠に遵守して世界平和の実を挙げんことを余は衷心より希望するものである」との談話を発表している。

すなわち、浜口においては、国際連盟規約を軸に、ワシントン海軍軍縮条約、中国の領土保全と門戸開放に関する九か国条約、太平洋の平和維持に関する四か国条約、不戦条約、ロンドン海軍軍縮条約などの多層的多重的条約網の形成による平和維持システム、戦争抑止システムの構築が、極めて意識的に追求されており、そのことは明らかに安全保障の問題とかかわっていた。

つまり、安全保障の問題について、浜口は、国際的国内

的諸条件の総合的な判断から、自国の軍事力のみならず、国際連盟の存在と、軍縮や平和維持に関連する多層的多面的な条約網の形成による平和維持システム、戦争抑止システムの構築によって対処すべきだし、対処可能だとの観点に立っていたのである。

なお、浜口も、連盟の戦争防止システムや制裁システムが必ずしも十全ではないことは、当時の議論状況からみて当然承知していたと思われる。だが、それは連盟の平和維持機能を補完する多層的多面的な条約網によってカバーで

きると判断していたといえよう。浜口が強力に推進したロンドン海軍縮約締結も、財政負担の軽減や対英米協調のためだけでなく、連盟および戦争抑止にかかる条約網の存在を前提とし、その強化を意図するものであった。

したがつて対中国政策においても、浜口は、内政不干渉の原則に基づき、平和的な友好関係を築き、経済的交流を活発化させようとしていた。国民生活の安定と発展は、軍事力によってではなく、産業発展と技術革新による経済的な国際競争力の強化によって実現しようと考えたのである。また、東アジアの平和維持の觀点から、中国の領土保全と門戸開放に関する九か国条約を重視していた。九か国条約が、国際連盟の存在とあいまって、東アジアの地域的安全保障の役割をはたしていると考えていたからである。

これに対して、満州事変以降の昭和陸軍をリードしていくことになる永田鉄山は、国際連盟には次期大戦を防止する力はなく、次期大戦は不可避であり、日本もそれに備えておかなければならぬと判断していた。パワー・ポリティック的な観点から、今後、列強間の戦争は、長期持久の国家総力戦となる可能性が高く、したがつて、日本もそのための国家総動員の準備が必須だと考えていたのである。

永田のみるところ、国家総力戦遂行のための国家総動員には、兵器生産のための工業生産力が重要であり、その強化と「産業動員」「工業動員」がはかられなければならぬが、それとならんで重要なのは、必要資源とりわけ不足原料資源の確保であった。だが、日本の版図内における国防資源は極めて貧弱であり、したがつて、自国領の近辺において必要な資源を確保しておかなければならぬとの判断をもつていた。

この不足資源の供給先として、永田においては、満蒙をふくむ中国大陸の資源が強く念頭におかれていた。すなわち、中国問題は基本的には国防資源確保の觀点から考えられ、ことに満蒙および華北・華中が、その供給先として重視されていたのである。

そのような觀点から、永田は、昭和陸軍をリードし、満

州事変や、その後の華北分離工作を実行していくのである。

なお、華北分離工作は、永田の死後、日中戦争へと繋がつていくこととなる（拙著『浜口雄幸と永田鉄山』講談社選書メチエ、一九〇〇九年、参照）。

このような二人の構想を振り返ってみると、国際社会に現存するパワー・ポリティックスの側面をどう考えるか、また、東アジアの安全保障における国際連盟と九か国条約の関係など、示唆するところが多いように思われる。

### 報告一、安部磯雄の平和思想とその暗転

#### — 戰間期の思想動向を中心（出原政雄）

本報告は、キリスト教社会主義者として著名な安部磯雄の平和思想について、とくに戦間期の言論活動に焦点をあわせたものであるが、それは日露戦争および第一次大戦の時期に展開された安部の非戦・平和論がなぜ十五年戦争期には戦争協力に「暗転」してしまったのか、その思想的要因を明らかにしたいためである。本報告はこれまでに公表した「第一次大戦期における安部の平和思想」（『志學館法学』一九〇〇・三）と「平和思想の暗転——十五年戦争期の安部磯雄」（『同志社法學』一九〇七・七）を下敷きにしているが、ここでは時間の制約もあって安部磯雄におけるトルストイの絶対平和主義の受容の仕方と、そこに見られる思考

方法の特質に限定せざるを得なかつた。

まず最初に取り上げた点は、一八九〇年代前半のアメリカ留学中に大きな影響を受けたトルストイの絶対平和主義の受容の仕方に關してである。とくに聖書の戒律のひとつである「惡に敵するなれ」という無抵抗主義の解釈をめぐつて、トルストイの場合は暴力をもつて抵抗しないと解釈したのであって、逆に言えば非暴力の抵抗は容認されることになり、惡戦争を生む軍隊を否認する手段として良心的兵役拒否が提唱された。これに対し、安部の場合は、たとえば日露戦争が勃発したとき、「すでに日露戦争が始まつた以上は今更これを旧に復することは出来ぬ」（『平和を來す一手段』『六合雑誌』一九〇三・三・一五）と受け入れてしまつたように、文字通りあきらめの感情を伴つた無抵抗主義となつた。つまり安部の無抵抗主義的平和主義は、戦争の勃発を既成事実としてしかたなく受け入れてしまう姿勢が当初から見出され、現実の徵兵制も否認されず、当然トルストイの提唱する兵役拒否論には賛同しなかつた。しかもそこには、安部の論説の題名「戦争以前の平和運動と戦争以後の平和運動」（『新理想主義』一九一六・一・一五）に象徴されるように戦時中の平和運動を構築するという觀点が希薄となり、こうした姿勢がこれ以後の第一次大戦や十五年戦争に直面しても絶えず浮上することになった。

つぎに第一次大戦の時期の安部の平和思想を取り上げたてみたい。

第一に、「私はトルストイと同じく無抵抗主義を奉じ、トルストイと同じく非戦論を奉じる」（「トルストイの無抵抗主義」『トルストイ研究』一九一七・三）と語るように、安部は第一次大戦の時期においてもトルストイの絶対平和主義の継承を強調し、とりわけ軍備撤廃という理念を満洲事変の直前まで提唱していた。しかし、第一次大戦中に交戦各国の西欧社会主義政党が「祖国防衛」論を唱え戦争協力に転換するという予期せぬ事態が生じたとき、安部は一方で第二インター・ナショナルの反戦の伝統を裏切る行動だと非難しながらも、他方で「祖国防衛」という課題に理解を示し、国防上に必要な軍隊を容認するようになった。ここには確かに変化の兆しが認められるが、それでもいわゆる「国防主義」に必要な軍備は民兵制による「国民皆兵主義」を想定されている点で、安部の見解はまだ年来の理想との根本的な矛盾には至っていない。

第二に、安部は第一次大戦への日本の参戦をドイツ軍国主義打倒のためとして肯定的に評価し容認したが、こうしたある種の正戦論の立場は安部の受容したトルストイ流の絶対平和主義とは明らかに矛盾するはずだが、あまり問題とされていない。

第三に、第一次大戦後の平和構想として、安部は国際仲裁裁判所の調停による国家間の紛争の平和的解決を望み、その決定の実施を「国際警察力」に委ね、その実効性を高めるために各國が軍備撤廃すべきと提唱した。しかし名称は「国際警察力」とはいえ「共同の軍隊」であると理解されている以上、軍備撤廃による世界平和の樹立という展望を唱える安部にすれば、両者の関連性について合理的な説明が求められるが、これ以上検討されはしなかつた。

以上の分析から明らかのように、安部の平和思想は、一方でトルストイ流の絶対平和主義の標榜やそれから導出される軍備撤廃による世界平和の樹立という展望を理念として提唱されながらも、第一次大戦への日本の参戦や徴兵制を肯定するという現実的な判断との関連において、両者の架橋をはかる思索が不十分で、無原則的に並存してしまっているから、現実的な判断が結果的には理念との矛盾・葛藤を引き起こすことなく現実追随の方向へ流されてしまうことになつたと考えられる。こうした理想の標榜と現実的判断との乖離という思考パターンが、安部の場合十五年戦争期において、社会民衆党の党首として政治の世界に転身したときさらにつきその問題性が広がり、満州事変の追認から戦争協力の方向にずるずると陥つてしまつた主たる要因のひとつだったとみなしうる。

十五年戦争期に安部が戦争協力へ転換した思想的要因を  
戦間期に求めるという本報告の趣旨に照らしても、むろん  
説明すべき点が多く残されていることはいうまでもないが、  
とりあえず上記の拙稿を参照していただきたい。

### 報告三、吉野作造における戦争と平和（藤村一郎）

戦間期の日本の言論空間をリードした知識人のひとりとして、吉野作造の国際政治論をとりあげ、彼の一九一〇年代における門戸開放主義への対応を中心に考察する。従来、見落とされてきたのだが、彼には、大国アメリカの力を、中国の「自強」と日本のために、門戸開放政策を通じて「利用」しようとしていた側面がある。この脈絡にそつて、吉野が一九二〇年代においても実質的に日本の勢力範囲でありつづけた満洲に、いかに対応しようとしたのかを考察する。

第一次世界大戦中から主張された吉野の対中国基本政策、すなわち「根本の政策」では、そもそも中国は「日本の生存」にとって欠くべからざる存在と位置づけられ、「対等」な日中提携が標榜された。ただし、「対等」な提携関係を樹立するには、中国の「自強」化が達成されねばならず、それには長期間を必要とすると考えられた。中国「自強」

が長期におよぶのであれば、日本は別の方針によって中国を「保全」し、中国を活用して「生存」せねばならない。すなわち、日本は当面の策として中国「保全」論にしたがつて、権益を拡充・擁護し、勢力範囲拡張政策を推進せざるをえないことが是認されるのである（「根本の策」「応急の策」とは、拙稿で論じてきた「長期戦略」「短期戦略」を吉野の言葉で言いなおしたものである。拙稿「吉野作造の国家戦略論」『九州法学会報二〇〇三年』などを参照）。

中国「保全」のために、列強との勢力範囲の拡張競争をおこなうことを正当化し、対華二一か条要求を「最低限度の要求」と評したのであった。ところが、このような彼の勢力範囲拡張政策を基調とした中国「保全」論は、一九一七年一一月の石井・ランシング協定の締結にヒントを得て大回転することになる。

石井・ランシング協定の締結後の吉野の門戸開放主義への態度は、新たな中国「保全」論からの歓迎である。それが対米協調を前進させるというだけでなく、アメリカの主張する門戸開放政策の拡大・強化は、中国における列強の権益の独占状況に歯止めをかけ、列国の勢力範囲を廃止する可能性をひめていると観測されたからである。彼は、他の列強による新たな利権獲得や勢力範囲の設定に日米共同で対処する盟約と解釈した。重要なのは、アメリカの大國化に正比例する門戸開放主義の中国への拡大は、従来の中

国「保全」論の内容を変化させていることである。従来、中国の領土を「保全」すること、換言すれば、列国のこれまでの中国侵略を封じるには、日本が積極的に租借し権益を設定することで、可能な限り勢力範囲を拡大するほかないと考えられてきた。だが、日本が、国際的な発言力を増しているアメリカの門戸開放主義に乗れば、不平等条約や租借地、それに軍事力によつて勢力範囲を形成しなくとも、列強の中国進出を防ぐことが可能だと考えられた。門

戸開放主義を中国全土において一般原則へと発展させることは、列強の勢力範囲の存在意義を失わせることと同義となる。彼は、門戸開放主義のうちに、勢力範囲を撤廃させて中国「保全」を前進させる新しい機能を発見した。この機能を利用すれば、中国の「自強」化は早まり、「対等」な日中提携を樹立する「根本の政策」が実施可能になる

（拙著『吉野作造の国際政治論』有志舎、近刊）。

そこで問題となるのが「満蒙特殊権益」である。一九一八年一月、吉野は「我が國の東方經營に関する二大問題」において、門戸開放政策を通じた中国「保全」を実行しようとすれば、「満蒙特殊権益」は「障礙」になると論じた。満蒙に「特殊勢力範囲」という例外を設けることは、門戸開放主義の原則に反するだけでなく、日本が率先して中国「保全」を裏切ることになる。彼は、中国「保全」のため

にアメリカの門戸開放主義を活用することに想到し、それを貫徹するために日本の「満蒙特殊権益」という例外の存在を問題にしたのであつた。

第一次世界大戦後の吉野の「満蒙特殊権益」への態度は、新四国借款團問題での対応で明確となるように、大戦末期の延長線上にあつた。当初日本は、満蒙地域の概略的除外を要求していた。これについて、彼は一九一九年九月の「満蒙除外論を排す」において、「留保」なき新四国借款團への参加を訴えた。その後の原内閣の「列記主義」とは異なるとみられ、第一次世界大戦末期と同様に「事實上」の中国「保全」のための門戸開放主義への順応の方針に沿うものといえるだろう。

吉野は、一九一二年の一一月に、「武器問題に依て惹起されたる我が東方対策の疑問」を発表し、ワシントン体制下に勃発した奉直戦争とその後の中国情勢について分析し、軍部を厳しく批判した。彼の批判の要点は、ひとつのシベリア出兵にかかる東部シベリアと満洲とを含んだ大勢力範囲構想の空想性を指摘することにあつた。彼にすれば、このような「軍部の目論見」は、時勢に逆行して勢力範囲拡張政策を復活させる路線にほかならなかつた。この路線の復活を阻止するには、拠点たる軍部を封じこめるために、軍制改革を断行する必要があつた。彼の軍部批判論は、デ

モクラシーの問題にとどまらず、大陸政策と密接に連結していたとみられる。また彼は同論文で、軍部の戦略上の

できよう。

ツールとみられた中国軍閥について言及した。張作霖は、吉野にすれば、「木偶の坊」であり、日本の庇護なくしては生存しえない軍閥にすぎず、「早晚滅亡」するに極まって居る「存在にすぎなかつた。張作霖は、中国全土はおろか、満洲においてさえ、「本当の勢力」にはなりえないと断定された。彼は、この後も援張政策を批判し続け、その政策によって得られる「特殊利益」を放棄するよう論じることになる（拙稿「吉野作造と満蒙特殊権益」杉田米行編『一九二〇年代の日本と国際関係』春風社、二〇二一年）。

要するに彼は、中国で一般原則化しつつあった門戸開放主義を「利用」して、列強の勢力範囲の撤廃に期待し、第一次世界大戦後も事実上の日本の勢力範囲であり続けた満洲も他の勢力範囲と同様に問題視し、その中核にあつた「満蒙特殊権益」を批判し続けたのであつた。このような満洲政策を有していたからこそ、彼は満洲事変を批判し、勢力範囲を維持する新方式としての満洲国国家承認に強く反対したのであつた（拙稿「満洲事変下の吉野作造の国際政治論」「国際政治」一五六号、二〇〇九年）。彼が示したような満洲の勢力範囲撤廃への勢いが、新方式によつて完全に打ち砕かれたとき、東アジアの戦間期は終わつたとみることが

（名古屋大学教授）